

# 令和3年 第5回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月24日 午後3時00分から午後3時50分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第1会議室B

3 出席委員

農業委員会委員（9名）

会 長

会長代理

9番 船 川 由 孝

2番 服 部 貴三郎

3番 川 村 和 夫

4番 鈴 木 栄 市

6番 奥 貫 榮 市

7番 江 森 正 之

10番 服 部 政 男

13番 内 田 潔 司

14番 増 田 隆 司

4 欠席委員 （なし）

5 新型コロナウイルスの感染防止のため出席依頼しなかった委員

農業委員会委員（4名）

1番 増 田 順 子

5番 熊 谷 隆 夫

11番 奥 貫 進 一

12番 大 澤 年 一

農地利用最適化推進委員（5名）

岡 政 美

矢 島 昇

落 合 幸 陽

卷 島 功 司

小 川 肇

6 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

7 その他

・事務連絡

8 事務局

局長 田 中 孝 徳

主査 堀 野 真 一

主任 新井 貴美子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様こんにちは。定刻になりましたので、会議に入らせていただきます。

今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染拡大の現状を受けまして、出席委員を減らしたものとし、また、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮いただき開催することといたします。

本日の出席委員は9名です。農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたしますことをご報告いたします。

これより令和3年第5回幸手市農業委員会を開会いたします。

それでは、開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

どうもありがとうございました。

続いて、議事に入ります。

議事の進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第3回、3月の議事録を確認します。第3回の議事録についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

意見なしということで、第3回の議事録確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番 鈴木栄委員、6番 奥貫榮市委員をお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について。

それでは、住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 高須賀〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 314㎡、譲受人 高須賀〇〇 (株) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 高須賀〇〇 〇〇〇〇、転用目的 駐車場、施設の概要 駐車場 314㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。賃貸借権設定となります。

申請地は第2種農地で、(株) 〇〇の駐車場に転用するものです。

譲受人の(株) (株) 〇〇は、現在工場敷地に社員の通勤車両を駐車させている状況であり、作業に支障を生じていることから、通勤車両を駐車できる土地を探していたところ、隣接地のこの土地を借りることについて、貸付人の〇〇氏に承諾を得ることができたとのことでした。

現在、申請地の外周の一部にネットフェンスが設置されていますが、作物の盗難防止の意味もあるとのことであったため、春日部農林振興センターに確認したところ、やむを得ないとの回答を得ています。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

それでは、1番の案件について、質問等はございますか。

〇〇委員。

◆委員

これは先月4月に、是正が必要で見送りになった案件ですよ。その際はフェンスの是正が必要とのことでしたが、春日部農林振興センターから、問題なしとの回答があり、再度議案に上がった訳ですね。

◆事務局

はい、フェンスを設置した理由が、作物の盗難防止の意味もあるのであれば、春日部農林振興センターとしては、やむを得ないだろうという話でした。

◆委員

現況は畑になっているのですね。

◆事務局

畑になっております。

◆委員

はい。わかりました。

◆会長

ほかにごありますか。

(なしの声あり)

1 番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1 番の案件は承認されました。

続いて、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

#### ◆事務局

議案第 2 号をご覧ください。

議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について。

一部内容を省略させていただきます。

番号 1、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 千塚 ○○○○、土地の所在 千塚○○外 3 筆、地目 田、面積 4,573㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5 年、賃借料 10 a 当たり 30 k g、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号 2、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 円藤内 ○○○○、土地の所在 千塚○○外 5 筆、地目 田、面積 6,291㎡、新規更新の別 更新、契約期間 1 年、賃借料 10 a 当たり 30 k g、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号 3、利用権設定を受ける者 千塚 ○○○○、利用権設定をする者 千塚 ○○○○、土地の所在 千塚○○外 2 筆、地目 田、面積 2,406㎡、新規更新の別 更新、契約期間 5 年、賃借料 10 a 当たり 30 k g、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

番号 4、利用権設定を受ける者 惣新田 ○○○○、利用権設定をする者 惣新田 ○○○○、土地の所在 惣新田○○外 2 筆、地目 田、面積 7,609㎡、新規更新の別 新規、契約期間 5 年、賃借料 10 a 当たり 60 k g、作物 水稻、権利の種類 賃貸借権設定。

まず、1 番から 3 番の行幸地区の案件について説明いたします。

1 番から 3 番の案件は、借受人が同じ○○氏なので、まとめて説明いたします。

更新申請になります。番号 1 の貸付人○○氏は、この土地を自身で耕作していくことが難しくなったことから、借受人の○○氏に耕作をお願いしたとのことであり、今回はこれを更新するものとなります。番号 2 の貸付人○○氏につきましても、この土地を自身で耕作していくことが難しくなったことから、借受人の○○氏に耕作をお願いしたとのことであり、今回はこれを更新するものとなります。番号 3 の貸付人○○氏は、この

土地が借受人の〇〇氏が耕作している農地に近いことから、〇〇氏に耕作をお願いしたとのことであり、今回はこれを更新するものとなります。

借受人の〇〇氏は、貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

次に、4番の吉田地区の案件について説明いたします。

新規申請になります。貸付人の〇〇氏は、これまで別の方に耕作をお願いしていましたが、その方が体調を崩したため、借受人の〇〇氏に耕作をお願いしたとのことです。借受人の〇〇氏は貸付人の意向を酌んでお願いを引き受けるものです。

◆会長

農用地利用集積計画について説明していただきました。ご質問等はございますか。

◆委員

番号4の新規案件ですが、賃借料が平均10a当たり30kgのところ、倍の60kgとありますが、どうしてですか。

◆事務局

こちらは、〇〇さんが以前お願いしていた方と、60kgで契約していて、また借受人の〇〇さんも自身の耕作地からも近く耕作しやすいということで、60kgで了承しています。

◆委員

借受人は、以前の方が60kgでやっていたことは、知っているのですよね。事務局で、もう一度確認をお願いします。平均は10a当たり30kgと説明をしたほうが親切だと思います。

◆局長

貸付人の〇〇さんにも提出の際、話は伺いましたが、確認の意味で、再度お話ししたいと思います。

◆委員

よろしくをお願いします。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用集積計画について、承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第2号は承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。

市街化区域内の農地転用5条の届出4件で、内容については資料のとおりです。

◆会長

議事の全てが終了しましたので、局長にお返しいたします。

◆局長

それでは、その他の事務連絡となります。

〇〇委員、どうぞ。

◆委員

昨年の10月の議案における、上高野地区の農業用倉庫について、お話ししてよろしいでしょうか。

◆局長

はい。どうぞお願いいたします。

◆委員

以前の総会の際にも説明させていただきましたが、この農業用倉庫の南側に申請者の農家分家があります。住宅の前の道はセットバックして幅員は5mあります。そこから北側に向かって赤道の農道がありますが、そちらは農道なので後退義務がなく2m80cmしかありません。

申請者は、数年前に分家住宅を建てた時も、今回の農業用倉庫も農道に面しているところは、後退義務はないから、セットバックしていません。実際この農道は貫通道路です。将来、道路使用に問題が出てくると思います。ですから、道路後退の義務の是正を市のほうにできないかとお話をしたら、いい返事はいただけなかったのも、農業委員会として、将来のために道路後退の問題を意見として市長に文書で申し上げるべきではないかと思っております。皆様の意見を聞かせてください。

◆会長

農業委員会としての意見ですか。

◆委員

そうです。道路河川課や建築指導課と話し合ったこともありますが、法律ではそこまでの義務はないと。市が認定道路としなければ後退義務は生じない。ならば運用をもう少し考えてもらいたい。前々から後退義務の問題を道路河川課にもずっと言っているのです。

昔は善意で後退していましたが、最近は義務がないなら後退しないという考えになっているように感じます。しかし、これは運用の仕方を直せば良いのではないですか。市の将来のことを考えたら是正すべきではないかと私は考えます。

◆会長

〇〇委員、どうですか。

◆委員

確かに〇〇委員が言うとおりに、まちづくりの面から考えれば道路が拡張されたほうが、確かに良いのですが、あくまで私権に関する問題、私有地ですから、それに対して農業委員会でこうしたほうがいいのかというのは、ちょっと難しいところがあるかと思えます。お願いに行くのなら問題ないでしょうが。

◆会長

それくらいしかできないでしょう。

◆委員

ですから、意見を出して方法を市に考えてくださいと、私は言いたいのです。

◆会長

農業委員会としては、なかなか難しいのではないですか。

◆委員

やるかやらないかは市の問題で、意見をして現状を知ってもらおうということです。開発審査会というのは、このような審議はしないのですか。

◆局長

開発審査会は、関係各課の都市計画法の法律上、条例上どうなのかということしかできないです。

すみませんが一度この件は事務局でお預かりして、農業委員会として意見の具申ができるのかどうかというところを確認させてください。

◆会長

〇〇委員、一応事務局に預かってもらって、確認してもらいましょう。

◆委員

よろしくお願ひします。

◆局長

事務局のほうで今の件はお預かりさせていただいて、調べていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局からの事務連絡となります。

◆事務局

事務局、事務連絡を行う。

◆局長

最後に、閉会にあたりまして、会長代理より挨拶をお願ひします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後 3 時 5 0 分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年7月27日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 鈴 木 栄

署名委員 奥 貫 栄 市